

長野市農業委員会 第6回総会議事録

- 1 日 時 令和2年7月31日(金)
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後4時9分
- 2 場 所 会議室203(第二庁舎10階)
- 3 出席委員
1番 善財 良治 2番 池田 昌子 3番 青木 保
4番 曾根 信一 5番 田中 章一 6番 岡村 豊
7番 鈴木 洋一 8番 青木 明夫 9番 小林 清男
10番 村田 千代春 11番 佐藤 太吉 12番 小滝 愛子
13番 北村 守 14番 中島 清 15番 林部 安壽
16番 羽田 悟 17番 中澤 澄夫 18番 関 正和
19番 吉原 俊夫 20番 松田 光平 21番 酒井 昌之
23番 和田 修 24番 北原 幸平 25番 北村 正彰
- 4 欠席委員
22番 塚田 厚
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 村松 昭 事務局長補佐 竹下今朝光 事務局長補佐 小林 達也
事務局長補佐 川浦 昇 事務局長補佐 竹内 晃仁 係 長 大前 健
係 長 曾根 明美 主 査 萱間 宏美
農業政策課
専 門 員 山口 浩之 係 長 小林 博樹 主 事 越坂 雅也
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第54号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について
議案第56号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による「農用地利用配分計画」(案)の意見聴取について
議案第57号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第58号 非農地決定について
報告第18号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更報告について
報告第19号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第21号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について

(2) その他農業委員会業務に係る事項について

議案第 59 号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について

議案第 60 号 第 5 回長野県農業委員会大会における要請事項について

曾根会長代理 農業委員の皆様には、第 6 回の総会に出席いただきありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。

初めに農業委員会憲章の唱和を行います。お手元に農業委員会憲章をお配りしてございますので、ご覧ください。

私が長野市農業委員会憲章 1 行目の「長野市農業委員会は」まで申し上げますので、続いてご唱和をお願いします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ただ今から第 6 回総会を開催いたします。お手元に総会次第及び資料を用意しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

現在の出席委員数は、在籍委員 25 名中 23 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき総会は成立しております。参考までに申し上げますが、本日の欠席委員は、議席番号 22 番 塚田委員、遅刻される委員は、議席番号 21 番 酒井委員です。

挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長 皆さんこんにちは。農繁期の非常にご多忙の中、会議にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

初めに私のから少々、皆さま方にお伝えしたいことがございますので、ご挨拶をさせていただきます。今月も「農地のつぶやき第 5 号」をお渡ししておりますので、参考に見ていただければありがたいと思います。

その前に、梅雨明けが待ち遠しいのですけれども、まだ関東甲信越は梅雨が明けないということで非常に心配をしております。一昨日、長野市气象台が発表したところによりますと、長野市で雨量が例年の 3 倍、日照時間が 20% を切っているということです。果物に対する影響、それから米の病気等々が非常に心配される状況にあります。特に桃関係の糖度不足、一部シャインマスカットにおいては特殊な病気が出始めたと聞いていますし、米の方も、イモチ病が出始めているといろいろ言っています。非常に私ども農業分野にとっては心配される項目が多いので、皆さんも、もしそれぞれの地域で情報が得られましたら、遠慮なく事務局に報告していただければ、ありがたいと思っております。

人・農地プランの実質化についての動きですけれども、農業政策課に確認したところ、約70%の地区で活動の打合せの日程等々について、スケジュール化ができたと聞いております。ただ、担当課で用意するアンケートの結果、それからアンケートの内容を地図にしたマップ、これができるのが8月のお盆頃と聞いております。それまでは、それぞれの地域で具体的な活動には入らないということですので、その辺につきましては担当課から改めて皆さん方にお話しがあると思っておりますけれども、それぞれスケジュールに基づいて、積極的に会議を進めていただければありがたいと思っております。

次に、7月20日に今年最初の現地の視察研修会を実施いたしました。17期の時に幾つか研修事業に対する反省点が挙がりまして、今回それを少しでも反省し、反映できることはしたいということで、今回は東部地区にお願いして、企画、段取りをしていただきました。東部地区の皆さん、本当にありがとうございました。お陰さまで、事務局で昨日までの参加者のアンケートを簡単にまとめていただきまして、私も見させていただきましたが、ある面では印象的な研修会だったという内容です。ぜひ、今後、活動の中でお役に立てていただければありがたいと思っております。また、改めて事務局の研修担当から研修結果について、参加をされない方も含めてレポートさせていただくことになっておりますので、報告をいただければありがたいと思っております。

本日の午前に、中山間地を中心にした農業委員と最適化推進委員にお集まりいただき、中山間地域における農業振興、特に荒廃農地についての歯止め策等々について意見交換をさせていただきました。これは16期、17期にもでき得れば、それぞれの項目について深堀をした議論を、農業委員なり最適化推進委員の中でしたいという要望がございましたので、今回初めてですけれども、全部で十数名の委員に出席いただきまして、約2時間、色々な意見を出していただきました。数字を見れば非常に暗いような話ですけども、持っている宝は非常にありますので、これからもう少し内容を議論した上で行政に提言をすることについては、きちんとまとめながら、それを現実のものにしていきたいと思っております。ただ、その中で自分たちができること、地域ができることがたくさんございますので、その辺は一度、人・農地プランの会議の中で、この際いい機会ですから議論をしていただいて、計画を作っていただけたらありがたいと思っております。

来月には農林部の部課長さん、議会の農業振興対策特別委員

会の皆さん方と意見交換をする場を設定させていただきました。特に今日、同席いただいている松田委員は、農林業振興対策特別委員会の委員長でございます。そういった関係で、もう少し議会と農業委員会との風通しを良くしようということで、今回は私ども役員で参加をし、色々な意見を申し上げていきたいと思っております。9月には、農林部の部課長さんとも、もう一度、意見交換をしようかなと思っております。また、10月に入りますと、これは皆さん方も全員同席いただくのですが、来年度の予算の骨格もいよいよ議論になりますので、そういったところに少しでも私どもの考え方、それから提言が反映できればいいなと思っておりますので、この場を有効活用したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

長野市振興審議会の結果については、次回の総会のときに報告を申し上げますけれども、これは長野市が平成27年10月に設置した委員会として、特に中山間地を含めた長野市の農業振興について、具体的に調査をしたり、具体的なアクションを起こしたりしようという会議です。そういった中において今回、長野市農業振興審議会も開催されまして、私が代表として参加させていただきましたけれども、長野市農業振興条例があるのは、皆さん方ご存じかと思えます。長野市の農業がどうあるべきかという基本的なスタンスを決めております。その中の具体的なアクションプランは結構ボリュームがあって、構成的には施策展開の方向性だとか将来像だとか重点施策等々があり、さらに多様な担い手づくりと農地の有効利用促進、地域の特性を生かした生産振興と販売強化の促進等々が、施策の大きなものとして挙げられ、その下に41項目に及ぶ個別の活動シートがあります。私も最近になって初めて手に入れたのですが、これはホームページに全て載っていて、農業政策課から全委員分を渡してくれるということで、早ければ来月の総会のときにアクションプランについての資料をお配りする予定にしています。今までの経過を含めて詳細にまとめられていますので、この資料を一読していただければありがたいと思っております。

本日の総会は色々な議題、特に今回は経基法も入っており、時間もかかりそうな雰囲気がありますけれども、効率よく進めていきたいと思っておりますので、皆さま方のご協力をお願いして、雑把でございますけれども開会の挨拶にさせていただきます。

曾根会長代理 続きまして、挨拶及び報告を村松事務局長より申し上げます。

村松事務局長 お忙しい中、農業委員の皆さまには第6回総会にご出席を賜りありがとうございます。先ほどもご案内がありましたとお

り、午前中は中山間地の農業振興意見交換会ということで、出席されている委員の皆さまには引き続きになりますけれどもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは何点か報告をさせていただきます。まず初めに7月に入りまして梅雨前線豪雨ということで、長野県も含めて九州から東北まで各地で河川の氾濫、土砂災害など甚大な災害が発生しております。昨年10月の台風19号災害もそうですけれども、近年の集中豪雨型降水量は尋常ではなく大きな被害をもたらすということで大変、憂慮に堪えないところでございます。市内におきましては、7月8日の早朝、7月21日の夜間、土砂災害警戒情報が発令されておりますけれども、7月8日は浅川関係、それから7月21日は北八幡川が増水ということで、一部、古牧の国道まで冠水するといったような状況で、床下浸水も発生しているということです。もうじき梅雨が明けると思ひますけれども、今年の梅雨は長くて、長雨の影響で農作物の生育が心配されるところで、野菜が高騰しているという記事も目にするところでございます。

会長からご案内がありましたけれども、今年度農業委員会の視察研修の第1弾として、管内視察研修会で若穂地区へお邪魔させていただきました。視察先の皆さまには大変お世話になりました、この場をお借りしまして改めて御礼を申し上げます。また、当番地区の青木会長他、東部地区調査会の皆さま、ご参加いただいた皆さま、大変お疲れさまでした。自分も参加させていただきましたけれども、有意義な視察研修が実施できたと感じております。後日、研修のレポートを配布しまして、皆さまと情報共有を図ってまいりたいと考えております。

次にコロナウイルスの関係ですけれども、先ほどの速報で、今日東京で400人越えというニュースが出ていました。昨日現在、長野県内では103名ということで、そのうち長野市内では7月12日、7月15日、市内で2名、21例目になりますけれども確認されているということで、十分お気を付けいただきたいと思ひます。なお詳細につきましては、お手元に7月16日付の、「社会活動再開に向けた長野市の対応について」ということでお配りしておりますので、一読していただければと思ひます。相反するわけですけれども、新型コロナウイルスの感染の拡大によりまして、市内の飲食店の経済が大打撃を受けており、明日から8月からは押し店プラチナチケットの販売が各店舗で開催されるということになっています。取扱店は市のホームページに掲載されておりますので、感染防止策をお忘れなくご利用いただきたいと思ひます。

最後に、昨年の台風 19 号の被災農地のマッチング状況ですが、昨日、長野県知事も長沼地区を視察されたということですので、貸し出し希望農地がまだ半分ぐらい残っているということで、引き続き農地のマッチングにつきまして農業委員、推進委員のご支援、ご協力をお願いいたします。併せて、人・農地プランの推進につきましても、お願いしたいところです。さらに8月から9月にかけては、調査会毎に農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールが実施されます。夏の暑い時期になりますので、水分補給をするなど熱中症対策を十分行い、耕作放棄地の拡大防止、担い手農家の集約等を含め、農地の保全調査にご協力をお願いしたいと存じます。

本日の議事事項は議案 10 件、報告 4 件ございます。慎重審議をお願い申し上げます。

曾根会長代理 続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任していただきます。会長、議事進行をお願いいたします。

議長 それでは私の方で議事進行させていただきます。スムーズな議事進行ができますよう委員各位のご協力をお願いします。

最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号 13 番 北村 守委員、議席番号 14 番 中島 清委員をお願いします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条に農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議事案件に関しましては、議案第 55 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、お手元に配布いたしました別紙のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。その他、事前にこの規定に該当するとの申し出はございませんでしたが、ここで再確認をいたします。本日の議案案件の中に委員の同居の親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっている方がございましたら、お申し出ください。

【該当者なし】

議長 なしと確認をいたしました。

それでは次に、議案の訂正等の報告をお願いします。農地法等に係る事項等について事務局よりお願いします。

事務局 大前係長 私から議案の訂正事項について報告申し上げます。お手元の訂正表をご覧ください。農地法議案となります。8 ページの 5 条の番号 4 の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、農地

区分、譲渡人または貸主について、「鬼無里日陰〇〇、田、6.12、2種、長野市安茂里小市〇〇、〇〇 相続人代表 〇〇 会社員」が削除となり、それに伴いまして面積合計欄で、「合計面積、田、3筆 2,002.12が、田、2筆 1,996.00、計4筆 2,071.12が、計3筆 2,065.00」に訂正となり、また施設面積もそれに伴いまして「2,071.12から2,065.00」に訂正となります。

続きまして10ページ、5条の番号9の権利欄ですが「有償・自作地が、無償・自作地」に訂正となり、同じく5条の11番の権利欄も同様に「有償・自作地が、無償・自作地」に訂正となります。農地法等議案の訂正は以上です。

議 長 それでは農地法等に係る事項についての審議を行います。最初に議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。第6回総会農地法等議案の1ページをご覧いただきたいと思います。番号1番から4ページの13番までの13件でして、内容は所有権移転案件が9件、賃貸借権設定案件が1件、使用貸借権設定案件が3件となります。また、1ページの2番、3番、2ページの5番から3ページの8番、同じく3ページの9番、10番の計8件、受人4名は農家創設案件です。申請案件の内容につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うことが認められない場合、別段面積に達しない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条2項の各号に掲げる、許可することができない案件について確認したところ該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。本議案は長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。それでは1番から13番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに西部地区調査会長から1番から4番をお願いします。

岡村地区調査会長 先般、地区調査会で検討した結果、許可条件に適合しており問題ないと判断をしました。

議 長 続いて、南部地区調査会長から5番から12番をお願いします。
村田地区調査会長 番号5番から8番は関連がありまして農家創設案件になります。受人は昨年の台風19号で堤外地の畑が耕作できなくなったこと、また子供の頃より農業を手伝い、農業が好きである

いった内容の営農計画を説明いただきました。効率的に耕作を継続できると認められるため、問題なしと判断しました。9番と10番、これも関連がありまして農家創設案件です。受人は現在、消防署に勤務しております。数年で定年退職という状況で、これも調査会で説明をいただきましたけど、周りの畑が荒廃していくのが我慢ならず何とか減らしたいということ、定年後の収入確保にも結び付けたいということで、農家創設をされることになりました。効率的に耕作を継続できると認められるため、問題なしと判断しました。11番、12番も関連がありまして、贈与による所有権移転ですが、下限面積等の諸要件を満たしておりますので問題なしと判断しました。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から13番お願いします。
北村地区調査会長 番号13番ですが、今回は畑の続きの水田を借りてやりたいということです。熱意があるということ、許可条件に適合しているということで、問題なしと判断しました。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局長説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。なお、発言の際は冒頭、議席番号をお願いします。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので採決に入ります。議案第51号について許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成が確認できましたので、議案第51号は全て許可と決定いたします。

続きまして、議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について説明申し上げます。議案の5ページをご覧ください。番号1番の1件でございます。1番は住宅敷地を拡張して農業用倉庫及び駐車場を設置する転用案件で、農振除外が令和2年6月5日に行われております。その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております。許可要件に照らし立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。ご審議のほど、お願い申し上げます。

なお、先月ご審議いただき、許可すべきものとして県に進達しました4件の案件につきましては、全て許可済みとなっております。また、もう一件、別件ですが、本年2月の総会ですので、17期の委員の皆さんになりますが、こちらで審議いただき県に進達しました、若穂綿内での車庫及びカーポート等を設置

する転用案件ですが、その後、他法令との調整が続いていたことから、県から決定通知の発送が遅れておりましたけれども、7月8日付けで申請者から取下げの申出があり、県に進達後、取下げとなっておりますので、併せて報告申し上げます。よろしく願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは1番について東部地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。

北村地区調査会長 　番号1番ですが、この方は、昨年農家創設された方で、住宅地のそばに農業用の倉庫、駐車場を設置して農業をやりやすいようにしていきたいということです。周りの畑には問題はないということで、許可条件に適していると判断しました。

議 長 　これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 　意見がないようですので採決を行います。議案第52号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　全員賛成ですので、議案第52号は許可相当と決定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達いたします。

　続きまして、議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 　議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について、説明申し上げます。議案の7ページをご覧ください。番号1番から11ページの13番までの13件でございます。1番は資材置き場、駐車場の設置の転用案件です。2番は太陽光発電施設の設置に係る転用案件です。3番は農家分家住宅建築の転用案件で、市街化調整区域での建物建設のため建築指導課の開発許可も必要であり、こちらも申請済みで許可見込みの予定でございます。8ページをご覧ください。4番はダムに溜まった土砂を排除する工事に伴う土砂置き場、並びに搬出した堆砂を使って農地を改良するための一時転用案件です。なお、議案の訂正で申し上げましたが、4筆のうち〇〇番地の田につきましては削除となり、それに伴い合計面積2,071.12㎡が2,065㎡となっております。5番、6番は共に農家分家住宅建築の転用案件で、3番同様、建築指導課の開発許可も必要であり、こちらも申請済みで許可見込みの予定でございます。

　9ページをご覧ください。7番は駐車場、資材置き場設置の

転用案件です。8番は自宅敷地を拡張して通路を設置する転用案件です。10ページをご覧ください。9番は敷地を拡張して花壇を設置する転用案件ですが、議案の訂正で申し上げましたとおり、権利の欄で有償・自作地が無償・自作地となっております。10番は11番と関連がありますが、敷地を拡張して墓地への通路を設置する転用案件です。こちらの11番につきましても、権利の欄で有償・自作地が無償・自作地に訂正となっております。12番は農家住宅建築の転用案件です。11ページをご覧ください。13番は住宅敷地を拡張して駐車場及び庭を設置する転用案件です。以上、説明申し上げました申請案件のその他の内容につきましては議案のとおりとなっております、許可要件に照らし立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。

なお、今月は、先ほどの4条申請も含めて、面積が30a、3,000㎡を超える、あるいは営農型太陽光発電施設設置の転用案件がございませんので、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める案件はございません。ご審議のほど、お願い申し上げます。

また、先月の総会で許可すべきものと決定いただき、県に進達いたしました10件の案件のうち、9件は許可済みですが、開発許可が必要な自己用住宅の建て替えの案件につきましては、まだ許可書が届いておりませんが、口頭で許可相当との回答はいただいておりますので、許可は間違いのないものと考えております。よろしくお願いたします。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは1番から13番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに北部地区調査会長から、1番と2番をお願いします。

関 地区調査会長 　番号1番、2番の2件につきましては、農地転用許可基準等から転用許可相当と判断をしましたが、2番について北部地区調査会の意見を報告いたしますので、ご審議をいただきたいと思っております。

当案件は太陽光発電施設設置に伴う転用案件ですが、本日の総会で審議の上、県に農地転用に係る意見書を付して進達するということになるわけですが、加えて農業委員会の付帯意見を付して送付していただきたいという意見が出ました。内容につきましては、申請人からの説明では十分と言えないということで、近隣住民との間に未解決となっている事項が多々ありまして、関係住民への説明が必要であり、説明の結果、理解を得て事業を開始するということが必要ではないかと。申請者につきましては、関係者は地元の関係者との因果関係と申しますか、

そういうのが大切だということで今後、事業を継続するにも必要なことであるので、付帯意見を付けて県へ送付いただきたいという意見がございます。これにつきましてご審議いただきたいと思います。それから2点目ですが、太陽光発電につきましては、長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインというものがございまして、平成29年7月1日の改正の部分では、法令の遵守は勿論ですが、4番目に長野市への届け出が必要だとなっておりまして、届出の前に出力50kw以上につきましては、事前に隣接住民、区長等に対する説明会を行うことと記載されています。今回の案件につきましては50kw未満ということで、説明の部分については非常に不明確となっております。先ほども申し上げたように、設置場所の地域住民と申請者の間にいろいろ十分な説明が足りなかったり、未解決な部分が出ています。50kw未満についても事前の説明会を十分するよというよな文言を付けていただくよな形に改正していただきたい。特に、今回の案件のように住宅地の真ん中といいますか、荒廃地の所に太陽光ということなら、まだ土地活用という意味では理解はできるんですが、住宅地の真ん中に設置をするということでもありますので、これについては事前にきちんとした説明をしていただくよなことで改正をいただければありがたいという意見です。

議 長 一通り、調査会長から説明を受けて、その後、審議させていただきます。続きまして西部地区調査会長から、3番と4番をお願いします。

岡村地区調査会長 番号3番は記載のとおりで、4番は先ほど事務局から説明がありましたように6.12㎡を削除するというので、全体で3筆2,065㎡を土砂置き場及び農地改良の一時転用という案件です。調査会で検討した結果、許可条件に適合しており問題ないと判断いたしました。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から5番から7番をお願いします。

北村地区調査会長 番号5番、6番、7番ですけれども、先ほど事務局から説明があったように、周辺農地の営農条件に支障が生じることがないと認められまして、調査会では許可相当と判断いたしました。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から8番から11番をお願いします。

村田地区調査会長 番号8番から11番を調査会で検討した結果、いずれも許可要件に適合しているため問題ないと判断しました。

議 長 続きまして東部地区調査会長から、12番と13番をお願いします。

す。

北村地区調査会長

番号 12 番は、渡し人がお父さん、受け人が子供ということで、その一部に受け人の住宅を建てるということで、受け人は 6 月に農家創設をしたと方です。13 番は、渡し人の〇〇さんがお兄さんで、受け人の〇〇さんがお弟さんだそうで、お兄さんの土地に駐車場と庭を設置するということです。周りの畑とかには問題がありません。いずれも許可条件に適しているということで、問題はないと判断をしました。

議

長

これより審議に入りますが、先ほど北部地区調査会長から、番号 2 番の太陽光発電施設の設置について調査会で議論をした結果、一つは、申請人と住民との間にまだ解決してない課題があるという認識。もう一つ、長野市のガイドラインは出力が 50kw 以上ということですが、未満に変更できないか。それを農業委員会として申し入れできないかどうかということの議論をしていただきたいということです。この 2 点について意見をいただきました。これについて事務局から何かコメントあればお願いします。

小林事務局長補佐

昨年、ご審議いただきました川中島の案件につきましても、地域との折り合いがつかないということで、進達の際に農業委員会の意見を付けさせていただきましたので、今回の件につきましても同様の対応をさせていただければと考えております。

議

長

事務局の見解を取りあえず出してみましたけれども、皆さんから、これについて意見ございましたら。

鈴木委員

地元との説明で、まだまだ課題があるというような状況ということですが、具体的にどのような課題と認識をされているのかということが一つ。事務局に確認ですが、環境部でこのガイドラインの見直しを今やっていて、来年度から改定に向かうというような話を聞いているんですが、その辺の整合性をどのように取っていくのか。今度のガイドラインについても、基本的には 50kw 以上と聞いているんですが、例えば 50kw 未満であれば届出等々、これからも必要ないというようなことになっていくとすれば、同じようなことが起こり得ると思うんです。ですから今回のガイドライン、市の方で改定する際に、この辺を明確にさせていただくような働き掛けが必要かと思いますが、その辺を事務局に確認をさせていただきたいと思います。

議

長

ただ今、鈴木委員から質問のありました、一つは地元との課題ということで、具体的にどんな内容が課題となっているのかについてお願いします。

関 地区調査会長

設置する場所が水田であったということで、地下浸透の関係で排水対策についてはまだ回答が得られてない。それから反射

光が非常にまぶしい形になるらしいんです。先ほどの東部地区調査会の研修のときに太陽光の話があって、反射が非常にきつくないというか、それに配慮したパネルがあったという話もあったんですが、そのような回答を得られればいいなと思うんですけど、そういう部分については回答がない。それから隣接地主との境界確認、あぜの管理が未確認。農家にとって農地の管理について、境というのは非常に大事なものにつながるので、そういう点が未解決ということです。

議 長 2番目の環境部での検討条件について、事務局で何かありましたらお願いします。

村松事務局長 今、知り得る情報ですけれども、環境審議会に諮問をしているという状況で、おっしゃるとおり条例化に向けて、するのかわからないのかっていうところも含めて、出力も50kw以上の届けにするのか、それ以下も含めるのかっていうことも含めて検討中であるということです。農業委員会とすれば、そのような50kw未満のものについても対象にしてほしいといえますか、市への届出をしてほしいということの意見が大勢の皆さんの意見ということであれば、農業委員長名で改めて環境部へお伝えするという事は可能ではないかと考えます。

岡村地区調査会長 今、事務局長から回答がありました。私の地域も太陽光発電施設はかなりあります。それで今の問題にもなっているように、50kw以上、以下の問題ですが、これは20年後の撤去ということが出てくると思いますし、同意が要らない、届出が要らない、これだけのことで枠組みを作っていると思います。ですので、これから撤去問題になったときには、非常に近隣のことについてもトラブルのもとになってくるかと思っておりますので、今の局長から提案がございました、50kw以上っていうことを撤廃して、50kw未満も含めて届出をしていくという方向で持っていっていただければと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 ご意見として承りたいと思います。

鈴 木 委 員 こういう場で、こうした話をしていいのかわかりませんが、ただ今の説明の中で地元の方々との協議が整っていないような状況の中で、2番については賛成しかねます。どういう採決を採るのかよくわかりませんが、2番については今のこの時点の段階では私は賛成しかねますので、お伝えさせていただきたいと思っております。

議 長 他の委員の皆さん、いかがでしょうか。基本的には、採決を求めたほうがよろしいでしょうか。

北 原 委 員 川中島でも同じような話がありましたので、最終的には住民の人の猛反対でしたけども、その理由は何ですかっていつ

たときに、景観が悪いつてそれだけですよね。「説明をしてもいいよ」とメーカーの方、建てる人は説明をするんだけど、地区の人が聞く気ないんですよ。最終的にそんなに反対だったら建てる業者は「自分たちはもう建てません」って言って、確か事業者の方で設置を諦めたという形だと思うんです。だから景観が悪いつていうだけで、それが駄目な理由になるのかどうかっていうことでいえば、建てる業者は納得してないんですよ。今回も、条例だったらある程度効果があるんですけども、ガイドラインとなると強制力ないのですよ。別に説明しなくていいとか。ですから業者は、どこまでやろうと思っているのか。そんなに問題あったのだったら止めた方がいいというような形が取れば本当はいいですけど、農地法でいけば許可が駄目な理由はないと思います。県は通すと思うんです。

議 長 それでは合議体ですから、できれば全員の方向付けをしておきたいというのが私どもの気持ちです。

小林事務局長補佐 ただ今は、いろいろなご意見ありがとうございました。農業委員会で許可すべきものか、不許可にすべきものかにつきましても、農地法による判断によって可否を決定していただくということになります。ただ、今ご意見にありました環境面については、農業委員会の裁量ではないということをお含みの上で、ご判断いただくようになると考えます。

鈴木委員 今回の説明だと、先ほどの関調査会長の説明の中で、その辺の説明は不要じゃないですか。環境等々で農地法上は適合しているわけでしょ。そうであれば、地元住民の云々かんぬんというのは、説明とすれば必要ないということになりませんか。それを聞いたので、私が先ほど賛成しかねますよってということをお伝えさせていただいた部分なので、その辺、明確に、例えばそういうことは無視して、農地法上は適合しているからいかがですかというような進行をしていただかないと判断できません。

議 長 あと、住民と申請者との未解決課題。この辺について例えば、課題解決するまでもう少し保留するとかという話は、そこまでは方向付けとして、そういう方向に持っていくということではできないですか。もう少し時間があれば詰まるという、関調査会長、その辺りはどうなんですかね。

関 地区調査会長 北部地区調査会では、先ほど申し上げましたように農地転用基準等から転用許可相当と判断をしましたが、未解決の問題がたくさんあって、それらについて非常に心配をしているという部分で、本件を県に進達する書類に加えて、調査会でこういう問題があってということで挙げてほしいということで、それについてお伺いしたということですが、地域で、例えば担当は

我々委員ですけれども、担当委員が申請者と設置箇所の住民との間に入って、非常に大変な苦勞をいただく部分といいますか、これは自分の担当地区にそういう案件が出れば当然、委員としての範囲の中で行動するわけですが、非常に苦慮している部分があって、一番は農地法で問題がないので実際には設置をしましたってときに、いろいろな問題の解決そのものについても農地法で全部クリアしたんだと書いていますから、十分、理解のないまま地域の皆さんが、農地法が農業委員がどうのこうのという部分が心配されるというところで、一応、調査会の意見として、総会で審議をいただいて、それに従うといいますか、調査会としては先ほど申し上げましたように、一番の法的根拠である農地法に抵触しているわけではありませんので、それは問題ないですが、ただ、地域とのいろんな問題についてごたごたしますと、今後、委員としての立場なりについて、非常にやりにくい部分も出てくるだろうと、私も個人的に思います。なので、それらをどうするかっていうことも含めて、一つの問題提起したんですけれども。

北 原 委 員

太陽光発電施設を設置する際の許可申請というのは何項目あるんですかね。その中で、農地法というのは自分的には一部だけのような気もするし、5条になれば最終的には県の許可で、あくまでも現地を見て農地法だけでいけば問題ないという、そういう形になるんですけれども、項目がたくさんある中で、農地法はほんの一部のような気がするんだけど。確かに景観とかも大事だし、そこから変なエネルギー出してどうのこうのとか、そういうのは確立されていないから自然と許可になっていって、施設の設置自体は国が推進している部分もありますよね。それは、本当は屋根の上だったんだけど、農地だったらいいなんて、その業者はある程度言ったのですけれども、景観が悪いといっても結局そこは正直言って、荒廃農地で荒れていたんですよね。草ぼうぼうで農業委員は何やっているのって、そういう感じで相手は言ってくるんですよ。でも農地法でいくんだったら、許可するのにいろいろあるか分かんないけど、これはどうしても賛成になっちゃうんですよ。それをいいとは思わないけど悩ましい問題で、いずれにしても解決しないと、まだまだ同じ問題が出てくると思います。

議

長

先ほど言った環境部でのガイドラインについては、いずれにしても審議中でありもう少し時間が経てば、今回の我々の決定も含めて反映されることも可能性としてはある。ただし、その前に1項目目の、今はまだ地域との課題が解決してないということについて、ここで私どもとして OK だということで上に挙

げていいものかどうかということについて、少し引っ掛かるものがある。例えば時間をもう少しかけてやれば、地元の話し合いの中でまとまるよという可能性があるのであれば、確認できるんですけども、その辺どう考えますかね。関調査会長、時間かけてもらうとか。

関 地区調査会長 北部地区調査会では、農地法で特に問題ないので許可相当という判断で、あとは県に挙げて県で最終的な判断が出されると思います。

時間かけてというのは、実は、既に先月に申請書が出てきていたんですが、今のように問題解決しなければいけないものがあるということで、調査会で話をして、事務局からその辺の申請者に対する助言・指導の中で、自主的に取り下げをしてもらって月の総会には挙がらなかった案件ですが、先ほど申し上げたように、一部改善をして、再申請という形で今回挙がってきたと理解をしているんですが、本筋のところはまだ未解決、その他にも解決してる部分もあるんですけど、それについて時間をかけるということが非常に難しいと思うので、あとは事務局で申請者に対する助言・対応指導を聞いていただければと思います。

事務局 大前係長 今回の案件ですが、6月に関調査会長から話があって、一回、取り下げをしていただきました。地区との調整がまだ不十分過ぎますよねという話を、調査会の席で委員の大半の意見としていただきましたので、それをお伝えして取り下げとなったというのは、そういうことです。その後、設置業者の方も、現状でこのまま申請をするのは、やはり地元住民の方との未解決問題のことも含めて問題があろうということで、その後、設置業者は埼玉に本社がある会社ですけども、地元の周辺住民の方に、説明にわざわざ来ていただいたりしまして、概ねいい形で地元住民の意見と折り合いをつけられそうだという、目途が立ってきた時点での、改めての申請ということになっております。

とはいえ、未解決というか、話が終結してない問題もありますので、その辺どのように考えにいるかということを確認しましたところ、「許可をいただいても、未解決問題について周辺住民の方の反対を押し切って、やるようなことは考えておりません」という言葉ももらっております。そういう状況の中、調査会で審議いただいたのが、これで許可相当として挙げざるを得ないとしても、付帯意見ということで、未解決の問題も散見されるので、そういったことに十分配慮して適正に対応してくださいというものを県に送付する意見書に付けまして、それでどうかという話を関調査会長に伝えております。

- 議 長 そうであれば、長野市農業委員会としても県に提出する書類に今回の議論の内容を含めて添付しながら、進達するという考え方で採決でよろしいですかね。
- 中 島 委 員 員 実はこういう問題は、先般の総会でお願いしましたが、川田でもありまして、資材置き場というか近隣の接する所にやりたいということで、いろいろ近隣の皆さんからご意見もいただきましたので、その業者と設置者と近隣の皆さんと会合を持ちまして、いろんな意見を出していただきまして、近隣の皆さんも納得をして前回お願いした件がありました。これにつきましても、地元の皆さんが、まだ腑に落ちない項目がいっぱいあるんだと思います。ですから、個々に関係者を回るんじゃなくて、一堂に皆を集めて、いろんな意見を聞いていただいて、それで方向性を出していったほうがいいと思うんです。これで許可を出して、後でまた問題が解決するようなお話では、そんなことは納得できないから、ぜひ一堂に会して、努力していただいて、川田の場合も北村調査会長と川浦補佐もおいでいただいて、話し合いを持った経緯がありますから、そんなことにしていればもっと早く解決できるんじゃないかと思います。今回もう一回投げ掛けて、そんな対応ができるかどうか確認してからやっていただいたほうがいいような気がします。
- 小林事務局長補佐 今、田中委員からお話いただいた提案は、今回の案件についても個別ということではなくて、会合を開いた中での話でございます。
- 中 島 委 員 員 さっき個別って言ってたから、個別じゃいろんな意見、出て分からないから。
- 小林事務局長補佐 事業者の方で関係の皆さん集めていただいて、説明会は開いたという中でありますが、その中で。
- 中 島 委 員 員 納得いかないところがあるんだね。
- 小林事務局長補佐 あるということです。先ほど関調査会長から話がありましたとおり、6月にこの申請案件が出ましたが、書類の中の関係上、一度取り下げをしていただいた経過がございます。今回につきましても、一月という間の中でございましたので、地元との十分な協議時間はなかったかもしれませんが、業者としてはやることはやってきたということです。これを取り下げるといような話もありますけれども、取り下げはしないということになります。そうすると、いわゆる許可の申請から決定を県に進達するまでの審議期間もありますので、保留ということになると処理期間を超えてしまいますので、農業委員会として判断を示さなかったという形になりますから、ここでは許可相当か不許可相当という選択判断をいただくしかないということで

- す。ただ、先ほど申し上げたとおり、同じ繰り返しになって申し訳ないですけど、農地法に照らしてどうかというところで、許可相当というのが判断というような事情かと思えます。
- 議 長 いずれにしても調査会としては、やむを得ないだろうというのは関調査会長からも報告がありました。非常に大変ですけども、引き続き地元としては、地元と業者との中でもう少し、さらに話を詰めていただく努力をしていただく中で、今回、言われました地域課題の話を含めて、意見を付けて県に上げるという形で、一応、認めてもらうという形でどうでしょうか。
- 松村事務局長 この案件については、農地法上、太陽光を設置するにあたってイエスかノーかということだと思うんですが、農地法上にはこの場所に太陽光として設置することはできるという判断を、調査会も含めて判断されていると。ただ、その太陽光を設置するにあたって、地元と理解されていないという部分が説明不足の点があるということで、調査会長が言われたように、今回の案件については付帯意見を付けて許可相当とされたいということで、前例がありますように川中島の案件は付帯意見を付けて許可相当としたんだけど、結果として設置されなかったんですね。という事例もあるということですので、ここでは農地法としてどうなのかということだけ判断いただいて。だけでも、普通の案件とは違って付帯意見を付けて、設置する間に、例えば地元調停をするとか、地元説明をもう少ししっかりしてくださいというようなことを付して県に対して進達するということがいかがでしょうかと思えます。
- 中島委員 今、話を聞けば、業者も地元再三、打ち合わせをさせていただいてきているけれども、なかなかというお話ですから、今、事務局長からお話しをいただいたように、そういう方向で持っていかなるを得ないんじゃないかなと感じました。
- 議 長 番号2番につきましては、付帯意見を付けて採決の方向に持っていきたいと思えます。2番以外についてのご意見、ご質問はございませんか。
- 【意見なし】
- 議 長 それでは、質疑は打ち切りまして採決に入ります。番号2番の北長池の太陽光設置については、付帯意見を付けて県に進達するという前提条件で、その他の案件13件全てに対して採決をしたいと思えますので、よろしくお願ひします。議案第53号の許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いします。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員賛成ということで確認をさせていただきましたので、議案53号は、先ほどお話し申し上げたとおりの処置を行えば許

可相当と決定し、意見書を添付して県知事に進達いたします。

続きまして、議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐

それでは議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について 説明を申し上げます。13 ページをご覧ください。1 番は平成 30 年 1 月 9 日に許可となっております発電所改造工事に伴う、工事用道路と残土置き場としての一時転用でございますが、令和 2 年 2 月 10 日に一時転用期間の延長が許可となっており、今回が 2 回目の計画変更申請になります。右側の変更内容理由欄に記載のとおり、分社化に伴い発電事業が新会社へ事業継承されたことと、新型コロナウイルス感染防止対策により、予定していた工期に遅れが生じたため、平成 30 年 1 月 9 日から令和 2 年 8 月 31 日までの一時転用期間を、令和 2 年 12 月 31 日まで延長したいという計画変更申請でございます。この変更申請について承認をいただくものですが、ご審議のほどお願い申し上げます。

議

長

ただ今、事務局から説明がありました。それでは 1 番について、西部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。

岡村地区調査会長

この件につきまして調査会で検討しました結果、問題がないと判断をさせていただきました。

議

長

これより審議に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

【意見なし】

ご意見がないようですので採決を行います。議案第 54 号を承認相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長

全員賛成ですので議案第 54 号を承認相当と決定し、申請者に意見書を添付して県知事に進達いたします。

続きまして、議案第 55 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いします。

農業政策課
越坂主事

議案第 55 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について 説明申し上げます。同法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省令の定めるところにより、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとされております。その農用地利用集積計画の要件ですが、長野市基本構想に適合すること。農用地の全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すること。

利用権設定をする土地について関係権利者の同意を得ていること。下限面積についてであり、以上の要件を満たすことを確認しております。

お手元の議案、①番の2ページをご覧ください。所有権移転及び利用権設定の各件数、面積はご覧のとおりで、①の所有権移転、②利用権設定を合わせますと件数は373件、387,059.14㎡でございます。ページを戻りまして1ページをご覧ください。賃借、使用貸借の面積を期間別に示したものです。合計数字は先ほどと同様で、今回、利用権設定を受ける方は118名、利用権を設定する方は256名となっております。以上についてご決定いただきますよう、よろしくご審議お願いいたします。

議 長 それでは審議に入らせていただきます。まず所有権移転関係について、順次、各調査会長から報告をいただき、質疑応答を行った上で所有権移転の関係だけ単独で採決を行います。次に利用権設定の関係ですが、2から5の賃借権、使用貸借権については一括報告をいただきます。なお6の農地中間管理事業、賃借権と、7の農地中間管理事業、使用貸借権については、法律改正により機構配分も一括して行うこととなっております。農地中間管理機構が借り受け、要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものですので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。その後、質疑応答を行った上で一括採決を行う方法で進めさせていただきたいと思っております。

なお、お手元の別紙の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当しますが、本日関係する委員が欠席しておりますので、通常の方法により行います。具体的には塚田厚委員です。

それでは初めに、1の所有権移転関係の1番から11番につきまして、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに北部地区調査会長から、1番から6番をお願いします。

関 地区調査会長 番号2番、3番、4番、10番につきましては農家創設の関連案件です。調査会で本人と面談し、営農計画書に基づいて説明をいただきました。本人は53歳で勤めながら親に付いて果樹等の栽培方法を学んできたということで、高齢の親に代わってやる気を見せており適当と判断いたしました。他も問題ないと判断いたしました。

議 長 続きまして西部地区調査会長から7番、お願いします。
岡村地区調査会長 受人の〇〇さんは、非常に大規模に就農されている方でありまして、何の問題もないと判断をいたしました。

議 長 続いて東部地区調査会長から、8番から11番をお願いします。

- 北村地区調査会長 番号8番、9番、11番につきましては、農家の方は意欲があるということで問題はないということと、10番につきましては農家創設の関係になっており、この方も意欲があるということで、調査会で協議した結果、特段問題ないということでした。
- 議 長 これより質疑を行います。先ほどの農業政策課の説明及びただ今の地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いします。
- 議 長 【質疑なし】
- 議 長 質疑がございませんので、所有権移転関係について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
- 議 長 全員賛成ですので、所有権設定関係につきましては原案のとおり決定をいたしました。
- 議 長 続いて2から7の利用権設定関係の審議を行います。利用権設定の関係で、まず6年未満（賃借権）が26件、6から10年未満（賃借権）はありません。10年以上（賃借権）が17件、使用貸借権が20件です。初めに北部地区調査会長から検討結果をお願いします。
- 関 地区調査会長 原案のとおりでよいという判断をいたしました。
- 議 長 続きまして、西部地区調査会長をお願いします。
- 岡村地区調査会長 原案どおりで問題ないと判断をいたしました。
- 議 長 続いて、中部地区調査会長をお願いします。
- 北村地区調査会長 原案どおりということで問題はありません。
- 議 長 続きまして、南部地区調査会長をお願いします。
- 村田地区調査会長 利用権設定案件については、下限面積等の要件を満たしており、問題なしと判断しました。
- 議 長 最後に、東部地区調査会長をお願いします。
- 北村地区調査会長 調査会での協議の結果、原案どおり決定するということで問題ないということで決まりました。
- 議 長 これより質疑を行います。先ほどの農業政策課の説明及びただ今の地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- 議 長 【質疑なし】
- 議 長 質疑がございませんので、利用権設定関係についてまとめて採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
- 議 長 全員賛成ですので、利用権設定関係につきましても原案のとおり決定しました。従いまして議案第55号は全て原案のとおり

り決定いたしました。

なお、酒井農業委員が、ただ今、参加をされましたので報告しておきます。

続きまして、議案第 56 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について を議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。

農業政策課
山口専門員

議案第 56 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について 説明いたします。農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、市町村は必要があると認めるときは農業委員会の意見を聞くものとする規定されており、農家創設及び市外在住の担い手の場合、これに該当し意見の聴取をお願いするものです。

お手元の農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取についての 1 ページご覧ください。今回、権利の設定を受ける人は 2 人で、賃借及び使用貸借で 5,975 m²を、長野県農業開発公社が貸し付けを行うものです。2 ページをご覧ください。番号 1 の〇〇さんですけれども、千曲市在住で、千曲市において耕作をしており、市外在住の担い手として篠ノ井地区で桃の栽培をする方になります。番号 2 の〇〇さんは、ブドウの栽培で同じく篠ノ井地区において農家創設をする方になります。説明は以上です。意見聴取についてご審議をお願いいたします。

議 長
村田地区調査会長

ただ今、農業政策課から説明がありました。それでは南部地区調査会長から検討結果、意見等の報告をお願いします。

1 番は問題ないと思います。2 番は農家創設になります。〇〇さんは 44 歳ということで、今回、ブドウの圃場を借りられることになったこと、それから機械の取得が可能になったため、退職して農業に取り組むとのこと。既に農家の手伝いをしながら栽培技術は取得済みであり、地区調査会で営農計画を説明いただきましたが、効率的に耕作を継続できると認められるため、問題なしと判断しました。

議 長

これより質疑に入ります。事務局の説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長

ないようですので採決に入ります。議案第 56 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、議案第 56 号は原案のとおり決定いたし

農業政策課
小林係長

ました。

続きまして、議案第 57 号 農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。

お手元の資料の右上に別紙 3 と書いてある、第 6 回農業委員会総会議案 農振除外等に係る意見聴取についての 1 ページをお願いします。今回の農業振興地域整備計画の変更は、軽微変更 2 件でございます。

2 ページをお願いします。軽微変更番号 1 ですが、事業計画者、土地所有者、共に〇〇さん、申出地は豊野町浅野〇〇で地目は田です。事業計画内容は農業用施設の追認で、軽微変更面積 61.15 m²、長野平土地改良区の受益地ですが、土地改良事業の実施はありません。左下の農地法は 1 種農地で 2 a 未満の農業用倉庫のため届出により見込みありで、開発許可は農業用施設のため許可不要となっております。除外 5 要件ですが、軽微変更は変更後も農業の用に供することから、⑤番の土地改良事業等完了から 8 年未経過については、条件を満たす必要がないため、①から④までの条件を満たしていることを確認しております。その下の説明ですが、事業計画者は夫婦で野菜、主にはジャガイモ、枝豆、カボチャや、果樹、栗、花き等の栽培を営んでおり、所有する農地で水害リスクの低い当該地に農業用倉庫を設置し、農業用機械（乗用トラクター、耕運機）等、農具ストック等、農業用資材等を保管して利用しています。農用地区域の軽微変更が必要という認識がなかったため、今回、改めて申出するという追認でございます。3 ページですが、こちらの斜線の部分、筆の中の一部に斜線がありますが、そちらが申出地の地図です。4 ページは申出地の面積の求積図、5 ページは倉庫の配置図と建築物の概要です。6 ページは倉庫の写真と倉庫内の格納配置図ですので参考にご覧ください。

次に 7 ページ、軽微変更番号 2 ですが、事業計画者・土地所有者、共に〇〇さん。申出地は豊野町石〇〇で、地目は畑です。事業計画内容は農業用施設及び作業場の追認で、軽微変更面積 161.2 m²。豊野町土地改良区の受益地ですが、土地改良事業の実施はございません。農用地は 1 種農地で 2 a 未満の農業用施設のため、届出により見込みありで、開発許可は農業用施設のため許可不要となっております。除外 5 要件ですが、先ほどと同じで軽微変更は変更後も農業の用に供することから、⑤番については条件を満たす必要がないため、①から④番までの条件を満たしていることを確認しております。その下の説明ですが、事業計画者は家族 4 人でリンゴを中心に営んでおり、効率的に営農するため所有する農地の中心付近にある申出地に農

業用倉庫を設置し、農業用機械、スピードスプレーヤーや農具・農業用資材等を保管し、倉庫周辺は収穫物を選別する作業スペースとして利用している。農用地区域の軽微変更が必要と認識がなかったため、今回、改めて申出するものでございます。8ページですが、こちらの斜線の部分、この一部ですが、こちらが申出地です。9ページは、申出地の中の配置図・求積図です。10ページは倉庫と作業場の配置図と、倉庫内の格納配置図です。11ページですが、これも倉庫の外観の写真になっておりますので参考にご覧ください。説明は以上ですが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 　ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは北部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

関 地区調査会長 　2件とも軽微変更であり、問題ないと判断しました。
議 長 　これより質疑に入ります。ただ今の地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 　ないようですので採決を行います。議案第57号の軽微変更案件について、用途区分を変更することが相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　全員賛成ですので議案第57号は、用途区分を変更することが相当と決定し、長野市長に参考意見を提出します。

　続きまして、議案第58号 非農地決定について、を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

小林事務局長補佐 　議案第58号 非農地決定について 説明申し上げます。もう一度、農地法等議案の15ページをご覧ください。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から非農地通知交付申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映させます。また農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付して、法務局で地目変更登記を行うことができますのでございます。表の下に集計が載っておりまして、今月ご決定いただくものは1筆509㎡です。ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。これより審議に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので採決を行います。議案第 58 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成を確認しましたので、議案第 58 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更報告について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

小林事務局長補佐 報告第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更報告について 報告申し上げます。農地法等議案の 17 ページをご覧ください。1 番は上信越自動車道、長野管理事務所増築工事に係る現場事務所、駐車場、仮設資材置き場用地として、令和元年 5 月 16 日に許可となっているものでございます。通常は先ほどの議案にもございましたが、申請をいただき審議の上、県に進達するものですが、右側の変更内容理由欄に記載のとおり、台風 19 号災害の影響等により工期を延長するもので、発注者との工期延長手続きが一時転用期間の終了間際となってしまう、通常の計画変更申請では当初の転用期間を過ぎてしまうことから、県と協議した上で事務局長専決により申請を受理して県に進達し、令和 2 年 6 月 30 日に承認され、9 月 30 日まで 3 カ月の延長が継続されておりますので、報告いたします。よろしく願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から報告第 18 号について説明がありましたが、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 質問はないようです。報告案件ですのでご了解をいただきますようお願いいたします。

続きまして、報告第 19 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について及び報告第 21 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設の届け出について の 3 件について、事務局より説明をお願いいたします。

小林事務局長補佐 報告第 19 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届け出について 報告申し上げます。農地法等議案の 19 ページをご覧ください。番号 10 番から 20 ページの 16 番までの 7 件です。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届け出ればよいことになっております。4 条の転用届でして、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりと

なっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、報告申し上げます。

続きまして、報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、ご報告を申し上げます。議案の 21 ページをご覧ください。番号 29 番から 25 ページの 47 番までの 18 件です。途中 34 番は欠番となっております。これも同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届として農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告申し上げます。

続いて、報告第 21 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届出について、報告申し上げます。議案の 27 ページをご覧ください。番号 1 番から 4 番までの 4 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 a 未満であり、要件に当てはまる場合は 4 条許可が不要ですが、農業委員会へ届出書を提出いただいております。内容については記載のとおりでございます。今回の届出はいずれも東日本台風災害による建て替えでして、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告を申し上げます。以上、報告案件の 3 件についてご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

議 長 　ただ今、事務局から報告第 19 号、第 20 号、並びに第 21 号についての説明がございましたが、発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 　質問がないようです。報告案件でございますのでご了解をいただきますよう、よろしくお願いたします。

　以上で農地法等に係る事項についての議事は、全て終了いたしました。次にその他、農業委員会事業に係る事項の議事に移りたいと思いますが、その前に 10 分ほど休憩を取りたいと思います。ただ今、3 時 2 分です。3 時 12 分から再開したいと思いますので、それまで休憩ください。

【休 憩】（15：02～15：12）

議 長 　議事を再開いたします。

　ここからは、その他農業委員会業務に係る事項について審議をいたします。

　最初に、議案第 59 号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

竹内事務局長補佐 　議案第 59 号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書につ

いて資料1をご覧いただきたいと思います。7月の地区調査会におきましては、それぞれ検討・協議いただきましてありがとうございます。地区調査会での議事後、事務局で加筆修正を行っておりまして、その資料を本日議題として皆さまにお配りしてあります。表紙の部分と前文、前書きにつきましては、特段意見がございませんでしたので、今回は付けておりません。後ほど、地区調査会での検討結果を報告いただきますが、地区調査会での意見を基に本日協議いただきまして、8月の役員会で確認し、また8月の地区調査会で修正した項目等について説明いたしまして、最終的に8月の総会で意見書を確定したいと考えております。

では、先に変更・修正した部分を説明いたします。1ページの施策提言の所ですが、①番の項目につきましては、地区調査会に持っていったものは二つの項目に分かれておりましたが、一つにまとめまして、強調した形にいたしました。また一部、文言等を追加しております。②番目の項目につきましては、かっこを外してあります。④番につきましては、文言を追加しております。2ページは、施策提言の一番下の③番の一番下の文言を追加しております。3ページは、3番、新規参入の促進についてですが、こちらには前文の課題と現状を含めて表現の言い回しを一部修正しております。政策提言の所で、①番で文言の追加修正、③番は項目の言い回し等を修正しております。事務局からは以上です。よろしく願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。本案件については、今月の各地区調査会において検討いただいておりますので、これより各地区調査会長から検討結果の報告をいただきたいと存じます。併せて、今、事務局から提案の一部加筆修正等ございますので、それも含めてご意見をお受けしたいと思っております。それでは北部地区調査会長、お願いします。

関 地区調査会長 　全体的には意見書等で出ていたとおりですが、一部、3ページの3、新規参入の促進についての一番下の③の所ですが、農業用施設等の流動化というような文言になっていたんですけども、農地の流動化に付随したような意味に取られてしまうということで、有効活用による支援というようなことに変えたらどうかという意見がありました。

議 長 　続きまして、西部地区調査会長お願いします。

岡村地区調査会長 　大枠については、このとおりでよろしいということですが、2点ほどお願いしたいのですが、1点目は、中山間地域農業活性化事業の補助対象といえますか、そういうものを本市からやっけていただいているのですが、その下限面積は今、5 a

以上になっております。しかしご承知のように、中山間地に行きますと5 aというのは非常にハードルが高くて、2 aとか3 aが多々あります。ですので、文言と現実というところでは、例えば3 a、プラス3 a、2筆あれば6 aになりますので、そういうものも含めて該当にさせていただきたいということが1点です。もう一点は、助成金・補助金につきましては、申請するのに事務的に非常に煩雑な面も多々あるわけでごさいます、そういう面からしまして、職員の中に専門職といいますか、あまり異動のないような体制を構築していただきたい。そういうことによって申請に行った人も非常に勇気を持って申請できますし、行ったが分からないではなかなか前に進みませんので、専門職の体制にさせていただきたい。この2点でごさいます。よろしくお願いたします。

議 長 続いて、中部地区調査会長、お願いします。
北村地区調査会長 中部地区調査会についても熱心に議論いただきまして、特に1の①の荒廃農地を再生することについては、現実的な課題になっておりまして、ぜひこれを強調してもらいたいというような意見がありましたけれども、いずれも酌んでいただきまして加筆修正いただきましたのでいいと思います。

議 長 続いて、南部地区調査会長、お願いします。
村田地区調査会長 南部地区でも大方はこのとおりで良いという意見が大半でした。ただ1点、中山間地域直接支払制度、多目的機能支払い事業という、かっこ書きになっていたんですが、両制度は制度としては違う制度ですので、②の所に表現していただいたような形にという意見がありました。

議 長 最後に、東部地区調査会長、お願いします。
北村地区調査会長 東部地区につきましては、意見書については大半は良いということではありますが、その中の④番の有害鳥獣対策の部分で、電気柵を設置したいが予算がないことから、有害対策が進まない地域があるということで、予算の確保をお願いしたいという意見が出ました。その中で1ページの中で追記されているということで、よかったですと思います。

議 長 地区調査会長からの意見をいただきました。調査会長の報告の他に、委員からこれに対する意見等々ございましたら、お願いします。

事務局で、西部地区調査会長の意見に対しまして何かありますか。岡村委員から下限面積の弾力的運用、中山間地域直接支払交付金の事務代行的なことについては、このままでもよろしいですか。

竹内事務局長補佐 岡村地区調査会長からいただきました調査会の意見につきましては、①番の荒廃農地に対する市独自の助成制度の創設の中の（中山間地域）という所で、優良農地復元事業の面積要件の緩和など、集落・地域の圃場条件に合った弾力的な運用ということで追加させていただきました。それから補助事業全般に関わる事務手続きの大変さから、支所等に専門職をおいて支援をお願いしたいという意見もいただきましたが、その下の②番の所で中山間地域等直接支払、また多面的機能支払事業、こちらは各地区で活用されておりまして、非常に良い制度とお聞きしておりまして、この中で、活動組織の負担を軽減するための効率的な事務執行対策を確立ということで、ちょっと大きい項目にはなってしまいますが、そこに含まれると事務局では考えております。

岡村地区調査会長 ありがとうございます。
議 長 午前中の中山間地を代表とした意見交流会の中でも、特に中山間地域直接支払の制度をもっと利用したいのだけでも、事務手続きが非常に煩雑で、逆に、今までやっていた所はそれを理由に撤退をした、止めたという所が結構、数的にも出てきています。これからますます高齢化していくことによって、そういうことが懸念されるので、これは地域である程度まとまってやるのか、それとも行政がどの程度かの支援を受け入れていただくかどうかは別としても、この制度を運用していくための課題と思っておりますので、これについてはまた、一回まとめていきたいと考えております。その他ございますか。

酒 井 委 員 今、会長からお話にありましたように、②番の中山間地域等直接支払制度、このことについて私、小田切の例をお話しさせていただきたいと思うのですが、小田切は2地区で、一つは私の所、もう一つは国見という所でやっていたのですけれども、第4回のときに国見は辞退してしまいました。それはなぜかという、10割負担っていうすごい成果を上げていたのですけれども、結局、一番大変なのは会計でして、国の仕事だから長野市の農業政策課もすごく神経使って苦勞しているところなのです。結局、あまりにも厳しいといえますか、事務が煩雑だということで、とうとう辞退してしまいまして、4期は結局、私がやっている麻庭地区のみ。今度、第5期が始まったのですが、ここも小田切地区では私の麻庭地区のみという状態になりました。ここに書かれているとおり、共同作業をやるということは集落にとってすごく大きい力になりますし、一定額の、私の所でいえば、約3haくらいが対象農地なのですけれども、私は今年の第5期は頑張っ、ここに加わる方も増やして始めること

にしましたが、やはり何ととっても事務が大変なので、できれば私は支所にはきらめき隊員がいらっしゃるから、きらめき隊員のお力を借りてやれば、すごく楽になるのではないかと思います。というのはきらめき隊員は、市長から任命されたのはいいけれど、何やったらいいかって困っている人もいるのですから、中山間地の支払制度を勉強するという事になれば、その人のキャリアもスキルもアップできるし、一石三鳥ぐらいな力になるんじゃないかなと思いますので、その辺り、また、是非ご検討いただければと思います。

議 長 分かりました。具体的事例として行政との懇談の中でも提示、伝えていけたらいいと思っていますので、よろしくお願ひします。その他いかがでしょうか。本件につきましては4月に開催された総会において、7月と8月の2カ月間で協議し意見書を確定することになっておりますので、継続審議案件として扱い、来月の役員会で確認し、8月の地区調査会で修正案の説明を行い、8月の総会で決定したいと思いますがいかがでしょうか。

【異議なし】

議 長 それでは議案第59号 農地利用最適化推進施策に関する意見書については、継続審議案件として扱うことに対し、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、議案第59号 農地利用最適化推進に関する意見書につきましては継続審議案件といたします。

続きまして、議案第60号 第5回長野県農業委員会大会における要請事項について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

竹内事務局長補佐 お手元の資料、議案第60号 第5回長野県農業委員会大会における要請事項について、資料2番をご覧くださいと思います。こちらにつきましても地区調査会におきまして説明させていただきました。その中で出た意見を太字で追加修正してございまして、ただ、こちらにつきましても、農業会議の報告が8月3日となっておりますので、本日ここで協議いただきました内容で決定させていただき、農業会議に報告したいと考えております。なお、農業会議では、県下の農業委員会から要請事項を集めまして、ここにさらに先ほどの意見書のような形の文章を付け足したものを素案という形でもう一度9月に農業委員会事務局に送られてきますので、それにつきましても全委員の皆さんにお送りして協議したいと考えております。

では事務局で追加修正した部分ですが、1ページの所は一番

上の経営所得安定対策の継続と拡充ということで（対象品目の拡大）を追加してございます。それから4番、一番下の1ページ目の一番下ですが、農作業受託者に対する支援制度の創設。裏面は特に追加はないのですが、5番の(3)番、農業者年金制度のところ、農業者の年金制度についても65歳まで任意加入できるよう制度体制ということで意見をいただいていたのですが、今回、5月28日に年金法の改正法案が国会で成立して、農業者年金制度につきましても令和4年から加入可能年齢を65歳未満に引き上げる、そんなことで制度ができたということがありますので、こちらにつきましては今回、挙げない形で、ここは消したいと思っております。事務局からは以上です。

議 長 　ただ今、事務局から説明いただきましたけれども、本議案については今月の地区調査会でも検討いただきました。これより各地区調査会長から、検討結果の報告をいただきたいと存じます。最初に北部地区調査会長からお願いします。

関 地区調査会長 　今、説明が事務局からありましたけれども、このような形で進めていただいていると思います。

議 長 　続いて、西部地区調査会長、お願いします。

岡村地区調査会長 　今、若干修正ございましたけれども、西部調査会としましても、このことで進めていただければと思います。

議 長 　続いて、中部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長 　調査会で熱心な議論がありまして、経営所得安定対策の継続と拡充で対象品目拡大、一番下の農作業受託者、これに対しても何らかの支援制度を検討してもらえないかというようなことも取り入れてもらいありがとうございました。

議 長 　続いて、南部地区調査会長、お願いします。

村田地区調査会長 　特別、意見はありませんでした。原案どおりでよろしいということです。

議 長 　続いて、東部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長 　原案どおり進めていただきたいということになりました。

議 長 　ただ今、各地区調査会長から、要請事項につきましてご意見・ご報告をいただきました。改めて確認しますが、他に意見のある方はおられますか。

【意見なし】

議 長 　それでは、意見も地区調査会長の報告の中に盛り込まれているということですので、採決に入ります。議案第60号を原案どおり決定し、当委員会からの要請事項として長野県農業会議に提出することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　全員賛成ですので、議案第60号 第5回長野県農業委員会大

会における要請事項につきましては議決されました。

以上で予定していた議事が終了いたしました。これで私の議長
の任を解かせていただきます。委員各位のご協力、ありがとう
ございました。

曾根会長代理

以上で本日の議事は終了となりました。

青木会長、議長の役、お疲れさまでした。

以上で第6回総会を終了といたします。